

交 総 発 第 4407 号
令 和 5 年 8 月 23 日

関 係 事 業 所 各 位

愛知県警察本部交通部交通総務課長

安全運転管理者等によるアルコール検知器を用いた確認について

謹啓 向秋の候、貴台におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、交通安全活動をはじめ、警察行政各般にわたり多大な御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

過日、安全運転管理者の業務のうち、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認を行うこと、その内容を記録して1年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することを義務付ける規定につきましては、アルコール検知器の供給状況等から、当分の間、法律上の義務とされないことをご案内しておりましたが、アルコール検知器の供給状況が改善傾向にあると認められたため、本年12月1日から、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認が義務化されることとなりました。

つきましては、未だ必要な数のアルコール検知器を入手できていない事業所におかれましては、できるだけ早期に必要な数のアルコール検知器を入手していただくとともに、すでにアルコール検知器を入手している事業所には、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認を確実に実施していただきますようお願い申し上げます。

謹白

担当 交通総務課指導教育係
福島
052-951-1611 (内線 5036)